

大阪府営焼野住宅量水器取替工事

入札日時：平成 19 年 11 月 27 日午前 9 時 30 分

入札中止

理由：入札心得第 11 条第 3 項により

入札心得(抜粋)

(入札の中止等)

第 11 条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札に関する調査を行い、これにより入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめることがある。

2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

3 当該入札の指名業者数に対し入札に参加する者が過半数に満たないとき、又は入札に参加した者のうち有効な入札をした者が過半数に満たないときは入札の執行を取りやめる。